

償却資産（固定資産税）の申告をお願いします

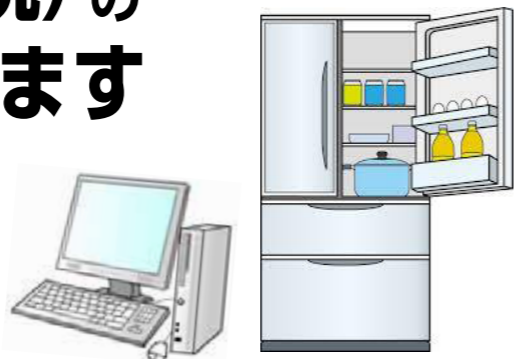
償却資産とは、個人または法人で工場や商店、農業を営んでいる人が、その事業のために用いることができる構築物、機械、装置、工具、器具や備品などのことです。

平成30年1月1日現在で償却資産を所有している人は、1月31日(水)までに申告をお願いします。

【償却資産の対象となる主なもの】(業種別の例)

共通	パソコン、コピー機、応接セット、看板、広告塔、舗装路面、駐車設備、太陽光発電設備など
建設業	ブルドーザ、パワーショベル、フォークリフト、大型特殊自動車など
飲食業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケセットなど
小売業	陳列棚、陳列ケース(冷凍、冷蔵機付を含む)、日よけなど
医業	レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ベッド、調剤機器など
不動産業	門扉、塀、緑化設備などの外構工事、受変電設備など
理美容業	理美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、サインポールなど
農業	農業用機械類、ビニールハウスなど

※自動車税、軽自動車税の対象となる乗用車、貨物自動車および自動二輪車などは除きます



申告が必要な人

・平成30年1月1日現在、市内で事業を営んでいる個人または法人

・平成30年1月1日現在、市内で事業を営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人

申告期限 1月31日(水)

申告方法 昨年まで申告している人は、1年間の償却資産の増、減を申告してください。ただし、昨年電算申告をした人、事業を始めた人、新たに申告する人は、1月1日現在所有している償却資産をすべて申告してください。昨年度申告のあった人には申告用紙を郵送しますが、新たに申告する人や、申告用紙が届かない人は、連絡ください

問い合わせ先 税務課(内線232)

ますので、ぜひ活用ください。

また、申告相談の際はこれらの帳簿をもとに年間収支を計算した書類を作成の上、持参ください。

配布場所 税務課、浄法寺総合支所市民課、各出張所、新岩手農業協同組合二戸支所および浄法寺支所
問い合わせ先 税務課(内線236)

【市観光協会】

3月下旬まで、なにやと3階応接室(サークルルーム隣)で業務

【施設管理業務】

3月下旬まで、なにやと3階待合室で業務
※工事期間中、待合室はメッセホールに設置します(12月17、20～22日以外)

※サークルルーム1、2、3は工事期間中も通常利用できます

※悪天候による工事の進捗状況などで、日時および場所が変更になる場合があります

問い合わせ先 商工観光流通課(☎43-3213)

農業所得計算ノートを活用ください

確定申告に向け、農業経営の収支をまとめておくことをお勧めします。記帳計算と確定申告書の作成に便利な農業所得計算ノートを無料で差し上げてい

なにやと改修工事中

市は二戸広域観光物産センターなにやとの改修工事を行います。ご理解とご協力をお願いします。

期間 3月下旬まで

場所 1階物産センター、2階飲食施設、3階事務室、会議室、待合室、連絡通路

期間中の各施設の業務

【1階物産センターおよび2階飲食施設】

12月26日(火)～3月下旬まで、なにやとメッセホールで営業 ※12月21日までは通常営業

市営住宅の入居者募集

団地名	大川原毛	横手	滝見
所在地	堀野字大川原毛200番地1	仁左平字横手8番地2	浄法寺町野田2番地1
募集戸数	2戸	1戸	3戸
家賃(月額)	8,500円～11,500円	9,300円～13,900円	7,800円～16,700円
住宅敷金	3カ月分	3カ月分	3カ月分
建築年	昭和46年	昭和48年	昭和54年、62年
間取り	2DK 長屋	2DK 長屋	3DK
駐車スペース	なし	なし	なし

申込者資格 (次の条件を全て満たしていること)
(1) 収入基準を満たしていること(収入月額158,000円以下) ※収入月額=(申込世帯総所得-同居親族扶養控除額380,000円など諸控除額)÷12カ月

(2) 住宅に困っていることが明らかであること
(3) 納期到来市区町村税を完納していること
(4) 申込者及び同居予定者が暴力団員でないこと

申込時の提出書類

入居予定者全員分の住民票の写し(本籍、続柄の表示があるもの)、所得証明書、市区町村税に滞納がないことの証明書

入居者決定の方法 市営住宅入居者選考委員会の意見を聴いて決定します

連帯保証人 入居決定後、入居するためには次の条件を満たす連帯保証人が必要です

(1) 市内に居住していること
(2) 独立して生計を営んでいること
(3) 申込者と同程度以上の収入があること

その他

(1) 浴槽と風呂釜の設置は入居者の負担です
(2) 階段灯などの電気料金は、団地の皆さんで負担していただきます

受付期間

12月19日(火)～27日(水)
※土日を除く平日の午前9時～午後5時

問い合わせ、申込先 都市計画課(☎23-0183)
浄法寺総合支所市民課(☎38-2211)

定住促進住宅の入居者募集

団地名	馬場
所在地	浄法寺町焼場84番地
募集戸数	4戸(2戸は単身者向け)
家賃(月額)	18,000円(単身者向け) 37,000円
住宅敷金	3カ月分
建築年	平成17年～平成19年
間取り	1K(単身者向け) 2LDK(2戸)
駐車スペース	あり

受付期間 12月19日(火)～27日(水)
※土日を除く平日の午前9時～午後5時

申込者資格 (次の条件を全て満たしていること)

(1) 定住促進住宅を生活の本拠地とし、住所を有しようとしていること
(2) 納期到来市区町村税を完納していること
(3) 自ら居住するために住宅を必要としていること
(4) 家賃および敷金を支払う能力を有していること
(5) 申込者、同居予定者が暴力団員でないこと

申込時の提出書類 市営住宅と同じ

入居者決定の方法 申込多数の場合は、公開抽選により決定します

連帯保証人 市営住宅と同じ

問い合わせ、申込先 浄法寺総合支所市民課(☎38-2211)

公的年金等の源泉徴収票の発行について

平成29年分として支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額などをお知らせするため、「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。平成30年1月中旬から1月下旬にかけて、日本年金機構から送付される予定です。確定申

告または住民税の申告で必要になるので大切に保管してください。

問い合わせ先 二戸年金事務所(☎23-4111)、市民課(内線222)、浄法寺総合支所市民課(☎38-2211内線163)